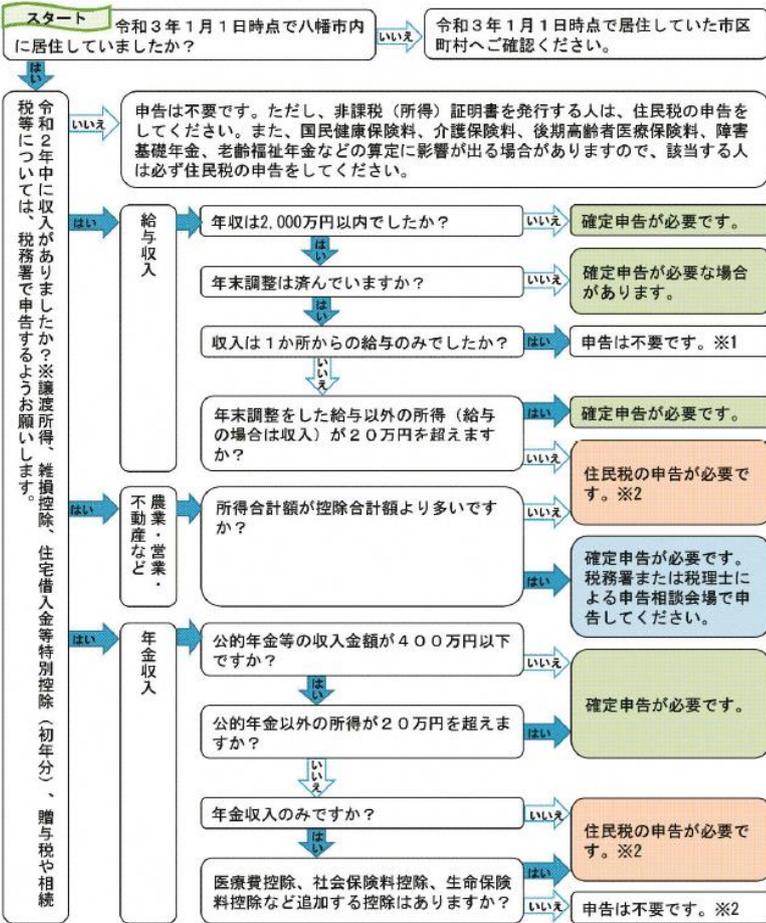


### 税の申告に関するフローチャート

(一般的なケースですので、詳細は税務課市民税係へお問合せください。)



※1 勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されなかった人は、住民税の申告をしてください。また、確定申告をすると、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合があります。  
 ※2 所得税および復興特別所得税の還付が生じる場合は、確定申告ができます。

各申告会場の開設日時や申告の種類などは、次面(4面)に掲載しています。

## 令和2年分

# 住民税 ■ 所得税 ■ 復興特別所得税 申告会場を開設

開設期間

2月8、9、25日～3月15日

税の申告会場を2月25日(木)から3月15日(月)まで文化センターで開設します(土・日曜日は開設しません)。また、2月8日(月)・9日(火)は税理士や税務署職員等による申告相談・受付をします(2月16日(火)からは宇治税務署にも申告会場が開設されます)。

## ネットや郵送による提出にご協力を!

毎年、申告会場は大勢の人で混雑します。多数の人が集まる場所を避ける観点から、今年の確定申告は可能な限り、パソコンやスマホから申告書を作成できる国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用いただき、郵送による提出、マイナンバーカードを取得済みの人はe-Tax(電子申告)による提出にご協力ください。住民税の申告は郵送による提出も可能です。ただし、住民税の申告書の作成が困難な人は、申告会場ほか市役所1階税務課市民税係で受け付けています。

税の申告は、学校、道路、公園などの公共施設の維持管理や公共サービスを提供するための財源を確保する大切な手続きです。また、国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当などの受給判定にも必要です。忘れずに申告しましょう。

- 申告に必要な主なもの
  - ▽給与所得者で勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されなかった人→源泉徴収票
  - ▽国民年金に加入している人→国民年金加入証明書
  - ▽給付所得者で勤務先から市に「給付支払報告書」が提出されなかった人→源泉徴収票
  - ▽雑損控除を受けるとき→り災証明書、被害を受けた資産の保管が必要
  - ▽医療費控除の明細書は、年間に支払った金額と保険金等で補てんされた金額を、医療を受けた人・病院等ごとに集計して事前に作成してください。
  - ▽医療費控除者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです)。
  - ▽国民健康保険などに加入している人→領収書(提示もしくは、その額を申告してください)。
  - ▽印かん
  - ▽筆記用具・計算器具
  - ▽マイナンバーの関係書類
  - ▽本人が申告書を出す場合→「番号確認書類+身元確認書類」(郵送時は写しを同封)
  - ▽2代理人が申告書を出す場合→「委任者の番号確認書類+代理人の身元確認書類+①」(郵送時は写しを同封)
- 保険料の控除証明書
  - ▽生命保険料、地震保険料控除証明書
  - ▽寄附金控除を受けるとき→寄附金の控除証明書、または領収書
  - ▽医療費控除を受けるとき→医療費控除の明細書(領収書の添付は不要ですが、5年間の保管が必要)
  - ▽医療費控除の明細書は、年間に支払った金額と保険金等で補てんされた金額を、医療を受けた人・病院等ごとに集計して事前に作成してください。
  - ▽医療費控除者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです)。
  - ▽国民健康保険などに加入している人→領収書(提示もしくは、その額を申告してください)。
  - ▽印かん
  - ▽筆記用具・計算器具
  - ▽マイナンバーの関係書類
  - ▽本人が申告書を出す場合→「番号確認書類+身元確認書類」(郵送時は写しを同封)
  - ▽2代理人が申告書を出す場合→「委任者の番号確認書類+代理人の身元確認書類+①」(郵送時は写しを同封)

### 住民税(市民税・府民税)

問 税務課市民税係

(9833-1113)  
(9833-2164)

- ・取得年月・取得価額・床面積等のわかるもの(売買契約書等)、修繕費等の災害関連支出の領収書、保険金等で補てんされる金額のわかる書類
- ▽寄附金控除を受けるとき→寄附金の控除証明書、または領収書
- ▽医療費控除を受けるとき→医療費控除の明細書(領収書の添付は不要ですが、5年間の保管が必要)
- ▽医療費控除の明細書は、年間に支払った金額と保険金等で補てんされた金額を、医療を受けた人・病院等ごとに集計して事前に作成してください。
- ▽医療費控除者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです)。
- ▽国民健康保険などに加入している人→領収書(提示もしくは、その額を申告してください)。
- ▽印かん
- ▽筆記用具・計算器具
- ▽マイナンバーの関係書類
- ▽本人が申告書を出す場合→「番号確認書類+身元確認書類」(郵送時は写しを同封)
- ▽2代理人が申告書を出す場合→「委任者の番号確認書類+代理人の身元確認書類+①」(郵送時は写しを同封)

### 駐車場および駐輪場の利用について

新庁舎整備のため、申告会場へ車でお越しの際は市役所北側および第2駐車場を、バイクや自転車でお越しの際は、分庁舎前および市役所軒下、文化センター軒下の仮駐輪場をご利用ください。ただし、駐車場の混雑が想定されますので、できる限り公共交通機関等をご利用ください。

※駐車場および駐輪場の場所は市ホームページからご確認ください(右のQRコードからアクセスできます)。  
 問 総務課 (☎983-2932)



### 市税・国民健康保険料の納付は 便利な口座振替のご利用を!

国民健康保険料第9期の納期限は3月1日(月)です。口座振替をご利用の方は残高の確認をお願いします。  
 ※三菱UFJ銀行での市税・料の

取り扱いとは令和3年3月31日で終了します。三菱UFJ銀行の口座振替の登録については、4月1日に抹消します。  
 問 税務課収納係 (☎983-2481)

### 所得税および復興特別所得税(国税)

問 宇治税務署 ☎0774-44-4141  
 (自動音声に従って電話機を操作してください)

#### ●文化センターでの申告に必要なもの

上記の「●申告に必要な主なもの」(ただし、2月25日(木)以降、マイナンバー関係書類は原本の「写し」が必要)、申告相談者の口座情報がわかるもの(還付申告の場合のみ)